明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

8　書留郵便物一通当たりの追加の補償金は、二千二十二年については一・四六三ＳＤＲ、二千二十三年については一・五二九ＳＤＲ、二千二十四年については一・五九八ＳＤＲ、二千二十五年については一・六七〇ＳＤＲとする。保険付郵便物一通当たりの追加の補償金は、二千二十二年については一・七七七ＳＤＲ、二千二十三年については一・八五七ＳＤＲ、二千二十四年については一・九四一ＳＤＲ、二千二十五年については二・〇二八ＳＤＲとする。郵便業務理事会は、提供される業務がこの条約の施行規則に定める追加的な特性を含む場合には、これらの業務及び他の補足的な業務のために補償金の補足を認めることができる。

9　追跡郵便物一通当たりの追加の補償金は、この条約の施行規則に定める条件に従うことを条件として、〇・四〇〇ＳＤＲとする。郵便業務理事会は、この条約の施行規則に従い、情報の電子的な送信に係る達成度に応じて、追跡郵便物のために補償金の補足を認めることができる。

10　二国間の別段の合意がある場合を除くほか、バーコード付識別子が付されていない小形包装物、書留郵便物、保険付郵便物及び追跡郵便物又は連合の技術標準Ｓ10に適合しないバーコード付識別子が付された小形包装物、書留郵便物、保険付郵便物及び追跡郵便物の一通当たりの追加の補償金は、〇・五ＳＤＲとする。

11　郵便業務理事会は、物品を包有する通常郵便物についての事前の電子データの提供に関する要求に対する指定された事業体の適合の程度に応じて、補償金の補足又は減額を認めることができる。

12　返送された配達不能の通常郵便物の補償金については、この条約の施行規則に定める。

13　到着料の計算においては、この条約の施行規則に定める条件に従って大量に差し出される通常郵便物を「大量郵便物」といい、場合に応じて次条から第三十一条までの規定に従い、補償金が支払われる。

14　指定された事業体は、二者間又は多数者間の取決めにより、到着料の勘定の決済につきその他の補償方式を適用することができる。

15　指定された事業体は、任意に、優先郵便物の到着料率に十パーセントの割引率を適用した到着料率で、非優先郵便物を交換することができる。

16　目標制度に参加している国の指定された事業体の間で適用される規定は、目標制度に参加する旨の希望を表明する国であって、移行制度に参加しているものの指定された事業体について適用する。郵便業務理事会は、この条約の施行規則において暫定的な措置を定めることができる。目標制度に関する全ての規定は、新たに目標制度に参加する国の指定された事業体であって、暫定的な措置を経ずに当該全ての規定を適用する旨の希望を表明するものについて適用することができる。

第二十九条　巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の到着料の料率に係る自己申告

1　次条及び第三十一条の規定にかかわらず、指定された事業体は、二千二十一年以降の年に効力を生ずる料率に関し、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する一通当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率であって現地通貨又はＳＤＲで表示されるものを、それらの自己申告料率が適用される暦年の前年の六月一日を期限として国際事務局に通報することができる。同事務局は、毎年、現地通貨で通報された自己申告料率をＳＤＲに換算する。同事務局は、ＳＤＲによる料率を計算するため、自己申告料率が適用される年の前年の三月三十一日までの五箇月の期間に収集されたデータに基づく為替相場の月ごとの平均を用いる。算出された料率は、遅くとも自己申告料率が適用される年の前年の七月一日までに同事務局の回章によって通報される。この条約又はその施行規則における巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）への言及又はこれらに適用する料率の計算に当たっては、適当な場合には、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の自己申告料率をいうものとする。さらに、指定された事業体は、適当な料率の上限の計算に資するため、同様の業務に適用される内国料金を同事務局にそれぞれ通報する。

1.1　1.2及び1.3の規定が適用されることを条件として、自己申告料率は、次のとおりとする。

1.1.1　巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の平均重量を百五十八グラムとした上で、1.2の規定に従って得られる国別の料率の上限を超えてはならない。

1.1.2　指定された事業体が内国業務において巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に相当するものとして取り扱う郵便物については、自己申告料率が適用される年の前年の六月一日に有効な一通当たりの内国料金の七十パーセント又は当該内国料金に8の規定の適用による割合を乗じた額を基礎とする。

1.1.3　指定された事業体が内国業務において大きさの上限及び型を定めている巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）については、有効な一通当たりの内国料金を基礎とする。

1.1.4　全ての指定された事業体に通報される。

1.1.5　巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）についてのみ適用する。

1.1.6　一の国から他の一の国に宛てた郵便物の流れの年間総重量が百トンを超えない場合には、当該流れが移行制度に参加している国から目標制度に参加している国に宛てたものであるとき及び移行制度に参加している国の間のものであるときを除くほか、当該流れのうち全ての巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の流れに適用する。

1.1.7　一の国から他の一の国に宛てた郵便物の流れの年間総重量が二十五トンを超えない場合には、当該流れが二千十年、二千十二年又は二千十六年の時点において目標制度に参加した国の間のものであるとき及びこのような国から二千十年より前に目標制度に参加した国に宛てたものであるときを除くほか、当該流れのうち全ての巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の流れに適用する。

1.2　巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する一通当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率は、十一点（同様の内国業務において、重量二十グラム、三十五グラム、七十五グラム、百七十五グラム、二百五十グラム、三百七十五グラム、五百グラム、七百五十グラム、千グラム、千五百グラム及び二千グラムの巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）にそれぞれ適用される優先郵便物一通当たりの料金（税金を控除したもの）の七十パーセント又は当該料金に8の規定の適用による割合を乗じた額に相当する点）の線形回帰によって決定される国別の料率の上限を超えてはならない。

1.2.1　自己申告料率が国別の料率の上限を超えているか否かを判断するため、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の一通当たりの重量を百五十八グラムとした上で、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づいて平均収入を計算することによって確認を行う。巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の一通当たりの平均重量を百五十八グラムとした場合において、自己申告料率が国別の料率の上限を超えるときは、一通当たりの料率の上限及び重量一キログラムごとの料率の上限を適用する。これに代えて、対象となる指定された事業体は、自己申告料率を1.2の規定に適合する水準に引き下げることを選択することができる。

1.2.2　包装物の厚さに基づいて複数の内国料金が適用される場合には、重量二百五十グラムまでの郵便物については最も低い内国料金を、重量二百五十グラムを超える郵便物については最も高い内国料金を用いる。